



地域共生型再エネの推進についての意見

(地域脱炭素を推進するための地方公共団体
実行計画制度等に関する検討会(第2回))

2023年 5月26日

WWFジャパン
気候・エネルギー グループ

市川 大悟/小西 雅子



意見

【短期で対応可能な対策】

- (1) 関連省庁の補助や支援ツールに対して省庁を超えたワンストップ問い合わせ先
(論点④に対する意見)
- (2) 地域でビジネスマッチングに携わる地方銀行や税理士等の活用
(論点④に対する意見)
- (3) 自治体主体の再エネ事業への支援強化
(論点③に対する意見)

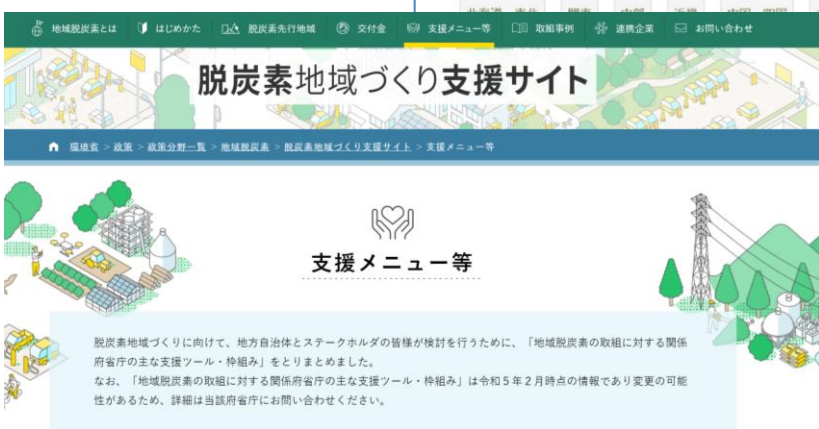
【中期的に検討すべき対策】

- (4) 促進区域の設定に対する追加的な資金援助の可能性の検討
(論点②に対する意見)



意見1: 自治体や地域事業者から見て、 関連省庁の様々な支援ツールが分かりにくい(論点④) → 省庁を超えたワンストップ問い合わせ先を

様々な省庁や地方自治体において、脱炭素関連の補助や支援事業があるが、多岐にわたって省庁ごとに分かれている



資源エネルギー庁
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/guide/local-support-search.html

環境省の脱炭素地域づくり支援サイト
 関連省庁の支援が一覧で検索可能！
 しかし「詳細は当該府省庁に
 お問い合わせください」



省庁を超えた
 ワンストップ問い合わせ先を



意見2： 専門人材の不足に対して

← 地域でビジネスマッチングに携わる地方銀行や税理士等活用
(論点④)

- 地域脱炭素施策、地域共生型再エネ事業の担い手となりうる地域企業を熟知し、信頼されており、直接深く関わるのは、地方銀行と税理士
- 地域経済主体の事業を進めるインセンティブが高く、事業者とウィンウィンに
- 地域の脱炭素事業を推進しうる専門人材供給源



地方銀行や税理士への体系的な
キャパビル支援体制

- 地方銀行や税理士の脱炭素ビジネスマッチング力の強化
- 地域企業に対する省庁補助金や支援へつなぐ
- 自治体の脱炭素先行地域選定や促進区域の連携・支援



意見3: 自治体主体の再エネ事業への支援を強化してはどうか (論点③)

- 開発容易な適地が減少するなかで、残存する候補地での開発負担は今以上に生じやすくなると考えられる
- 開発が受け入れられるには(地域共生型になるには)、地域関係者主体の事業が増えることも必要 (例:ドイツ)
- しかし、高齢化や過疎化が進む現状において、地域関係者(住民など)で再エネ事業を長期運用・継続するのは難しく、また、資金調達にも困難が伴う



継続性の固い、信用力のある、かつ事業収益を地域に十分に還元できる主体による事業が必要



意見3: 自治体主体の再エネ事業への支援を強化してはどうか (論点③)

したがって、自治体による再エネ事業等が実施されるよう、支援強化をすべきではないか？

自治体であれば、住民認知もあり(合意形成がし易く)、融資等での与信も得られやすく、主体としての長期存続が見込め、かつ事業収益が地域に還元されるため、地域における開発受容性の向上につながるのではないか

なお、2030年46%削減の達成に向けたタイムラインは短いことから、当然、自治体以外に従来の民間事業者(地域外含む)による開発も必要。ただし、民間事業者とくらべて、再エネ事業をする人的リソースも部署も自治体にはないため、テコ入れが必要。



意見3: 自治体主体の再エネ事業への支援を強化してはどうか (論点③)

自治体主体の再エネ事業の支援策の一例:
「企業等(需要家)による購入意思の見える化」

- FIT制度が変わり、買取価格の低下や長期固定での買取先を確保するのが難しくなるなか、比較的長期・安定的な売電先を確保する手段として、PPAによる企業契約が有力手段になりつつある。
- さらに近年は、企業による脱炭素化や生物多様性に向けた動きが加速しており、地域共生型の再エネ(電力等)への購入意欲が今後さらに高まる可能性がある

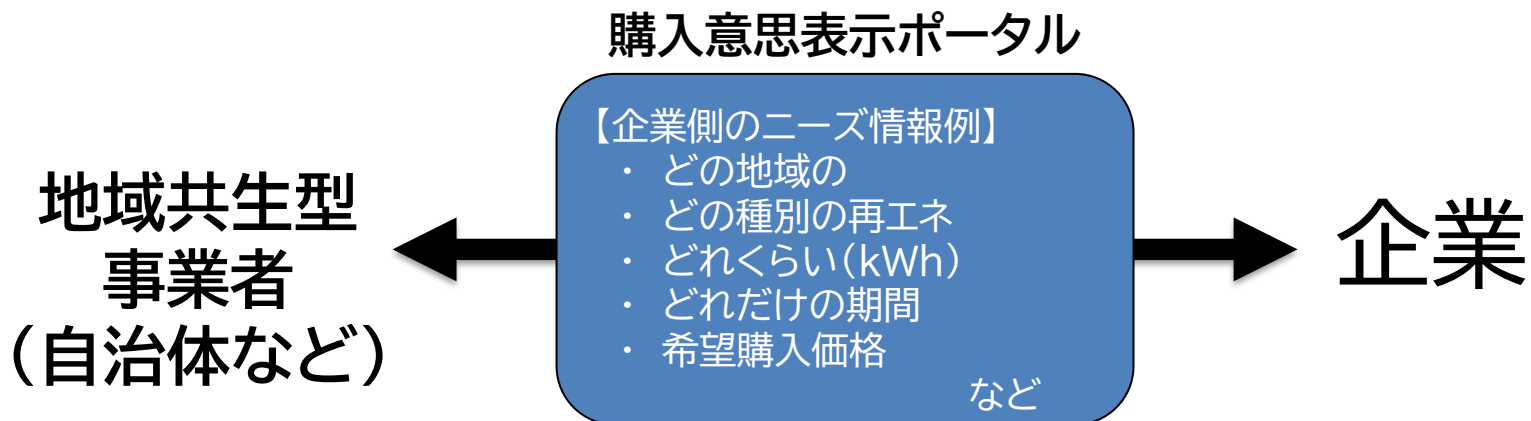


ただし、地域関係者がPPAを結ぶことのできる売電先(企業)を自ら探すことは人的リソースやコネクションのないなかでは困難

意見3: 自治体主体の再エネ事業への支援を強化してはどうか (論点③)

自治体主体の再エネ事業の支援策の一例: 「企業等(需要家)による購入意思の見える化」

- そこで例えば、企業側による地域共生型の再エネの購買意思を対外的に示すポータルサイトを設けることは考えられないか?
- 企業側のニーズを可視化することで、自治体が発電事業を行う際の事業予見性を少しでも高め、実施への後押しにつながるのではないか





意見4： 促進区域の設定に対する追加的な 資金援助の可能性の検討（論点②）

- 2030年46%削減には、再エネの急速な普及が必須だが、そのポテンシャルの多くは地域の自治体に存在
- 他方、地域の自治体ほど自然環境が豊かであり、また人的リソースも限られており、区域検討は容易ではない



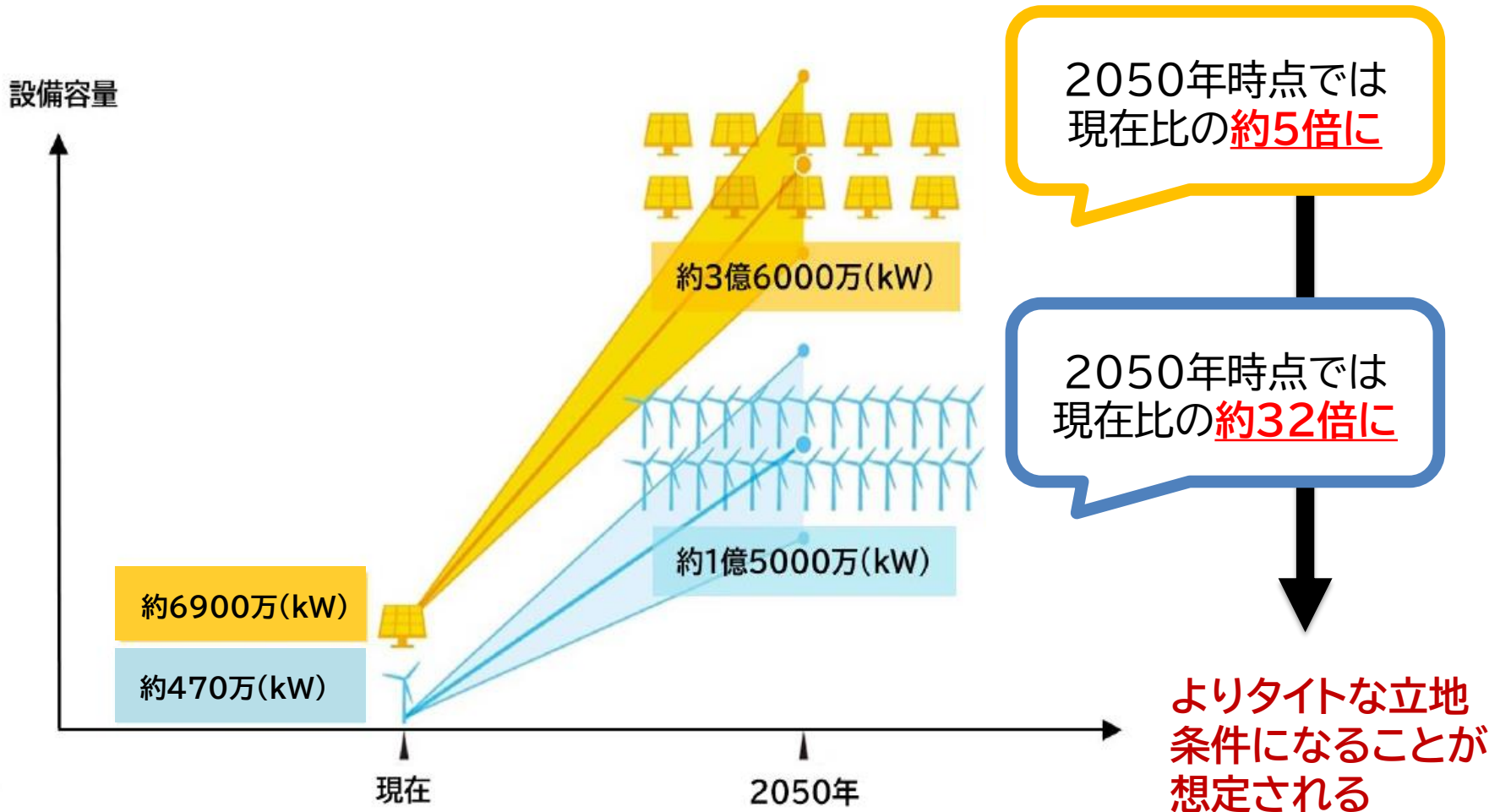
削減目標の達成を義務化するか(=必要になる再エネ設備量の立地面積の確保を義務化)、あるいは強力なインセンティブが必要



開発容易な適地が減少し、開発への反対も増加するなかでは、社会・環境負荷を軽減するようなインセンティブの形が求められる



(参考) 2050年に予想される再エネの必要量 (WWFジャパンの脱炭素シナリオ研究より)



(※) 現在の導入量は、資源エネルギー庁のFIT・FIP制度の設備導入公表情報(2022年12月末)の導入量より



意見4： 促進区域の設定に対する追加的な 資金援助の可能性の検討（論点②）

そこで、促進区域の設定に対する、1つのインセンティブの形として追加的な資金援助を行うことは考えられないだろうか？

地域の社会活動や環境保全に充てられる追加的な資金援助を、促進区域の設定に伴い実施することで(※)、地域で生じる開発負担を低減。その結果、開発に対する社会受容性を高められる可能性があるのでは(=インセンティブになるのではないか?)

- (※) ただし、その場合には資金援助金だけが目的にならないよう、以下に注意が必要
- [1] 促進区域の設定だけでなく、事業化にまで至ったケースに限定するべき
 - [2] 国・都道府県基準を踏まえ、社会・環境負荷の大きな場所を除外した上で、十分な環境配慮がされた促進区域に限定すること(ミティゲーション原則の徹底)
 - [3] 規模の大きな促進区域に限定するべき
 - [4] 資金援助は、促進区域設定後に開発にともなう環境影響を低減するための地域の環境保全活動など、用途を限定すること
 - [5] 他のインセンティブを検討してなお有効策がない場合の最後の手段とすること

本意見にあたり

- 上記の意見4については、あくまで現時点で考えられるインセンティブの可能性の1つとして提示するもの。
実際にインセンティブとするには、財源確保や判断基準の課題や支援金目的になるリスクもあるため(※)、インセンティブの形として適切で実現可能かは熟議が必要であり、またインセンティブとして向かない可能性もあることに留意

(※) 本来、気候変動対策は排出責任を負う個人、企業をはじめ、自治体の責務。資金援助金の有無に関わらず再エネ導入に向けた促進区域の検討は行われるべきである。したがって、この交付が目的になり、資金援助金が受けられない促進区域は設定しないというようなスタンスになることが避けられないのであれば、インセンティブとしては不適切であり、他のインセンティブを模索すべき。



参考：本意見の課題解決における位置づけ

